

令和8年1月23日
報道発表資料
川崎市消防局

次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

所 属	消防局
職 位	職 員 (消防士)
年 齢	29歳
性 別	男 性
処分内容	停職2月
処分理由	<p>令和7年10月下旬以降、通勤時のJR南武線の電車内で見かけた女性に対して興味を持ち、同年11月21日（金）、同月27日（木）及び同月28日（金）の3回にわたり、いずれもJR南武線、JR武藏野線及びJR中央線において、つきまといや駅ホームにおける待ち伏せを行った。</p> <p>同年11月28日（金）、電車を降りる際に女性が被害を駅員に訴えたため、警察官に任意同行を求められて事情聴取を受け、同年12月3日（水）、ストーカー行為等の規制等に関する法律違反により逮捕、同年12月5日（金）東京地方検察庁立川支部に書類送致され、令和8年1月14日（水）不起訴処分となった。</p> <p>このことは、常に高い行為規範を求められる消防職員としてあるまじき行為であり、その職に対する信用を著しく失墜させ、全体の奉仕者としてふさわしくない非行であった。</p>
処分発令日	令和8年1月23日
処 分 者	川崎市消防長
備 考	当該職員は本日付で依願退職

問合せ先
川崎市消防局総務部人事課 北村
電話044-223-2523